

妻が交通事故に遭ってしまった。 押さえるべきポイントは？

法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

事例

橋本さんは、奥さんと二人三脚で生花店を営んでいます。フラワーアレンジメントの講師も務める奥さんにあこがれてアルバイト希望者も多く面接に訪れるなど、地元でも評判の繁盛店です。ところがある日、配達に出ている奥さんが対向車にぶつかって交通事故に遭ってしまいました。奥さんはかなりの重傷を負い、長期入院を余儀なくされてしまいました。しかも加害者は自賠償保険にしか加入していないといえます。この場合、補償関係はどうなるのだろうか。保険会社との交渉を前に、不安になった橋本さんは宮下弁護士を訪ねました。

橋本 妻は主婦業も店のほうも本当によくやってくれているので、今回の事故のことは本当に不憫です。また、妻が休んでいる間、働き手が不足して大変でもあります。

宮下 奥様の件、お気の毒でしたね。交通事故の被害を受けた方が損害賠償として請求できるものは、大きく分けて「消極損害」「積極損害」「慰謝料」の三つがあります。「消極損害」とは、事故に遭わなければ得ていたであろう、すなわち事故に遭ったことによつて失われた利益のことで、一般的には労働ができなくなったことにより得ることができなくなった給与や報酬がこれに当たります。これを証明するための資料としては、サラリーマンであれば給与明細、源泉徴収票、橋本さんのように自営業者であれば確定申告書などが考えられます。

次に「積極損害」は、事故に遭わなければ支払う必要のなかった治療費などを言います。付き添った方の費用や介護料なども含まれます。

そして三番目の「慰謝料」ですが、事故によつて受けた精神的苦痛に対して支払われるお金であり、民法七一〇条などがその根拠となります。

橋本 「慰謝料」の中に、治療費などが含まれているのかと思つていましたが、違うのですね。

宮下 違います。慰謝料は、そのような費用や、失われた利益などとは性質が異なるものであり、区別して考えるべきものです。

交通事故で発生する損害の主な類型としては、おおむね次のようなものがあると考えてよいかと思えます。

- 治療費用＋入院雑費＋通院費＋休業損害＋慰謝料

サラリーマンとは違う自営業者、主婦の休業損害(休業補償)とは？

橋本 この「休業損害」というのは何ですか？

宮下 「休業損害」とは、事故によつて就労が十分できなくなり、治療の期間、仕事による利益が得られなくなることによつて生じる損害です。

なお、休業損害と似た用語として、「休業による逸失利益」という用語が使われることがあります。「逸失利益」という用語は、事故によつて死亡したり後遺障害が残つたりした場合に、それまでのように十分働くことができなくなり、これにより将来にわたつて失われる利益のことを指すのが通常です。

橋本 なるほど。うちは自営業なので、サラリーマンとは休業損害の証明の仕方が違うのでしょうかね。

宮下 そうです。商工業・農林水産業などの個人事業主あるいは自営業者だけでなく、私のような弁護士や開業医など、報酬によつて生計を営む自由業者も同じ区分です。計算の仕方は以下になります。

- 休業損害Ⅱ(所得＋固定費) (円/日) × 休業期間(日)

橋本 所得はいわゆる「収入ー経費(固定費＋変動費)」ですよ。固定費は休業したとしても結局は出ていくものだから、足りているのですね。

宮下 そのとおりです。ちなみに収入額は、特殊な事情がなければ、事故前年の確定申告所得を使うことになるでしょう。今回の場合、事故に遭われたのは奥様ということですが、お話を伺ったところ、奥様は主婦として家庭内を切り盛りされているし、お店も手伝っておられるのですよ。この場合、家事従事者として別の算定の仕方もあります。

具体的には、厚生労働省による賃金構造基本統計調査に基づいてまとめられている「賃金センサス」という資料を使い、事故によつてできなくなった家事労働時間を金額に換算します。ただし、お店で奥様が働くことによつて得られる収入とこの家事労働の両方を請求することはできません。両者を比べて、どちらが多い一方を請求することになります。

自賠償保険のみ加入の加害者 だったら？

橋本 ところで、今回相手方は自賠償保険にしか加入していないということなのですが、